

高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度森林管理プロジェクト 特約

（特約適用者の範囲）

第1条 本特約は、以下の各号に該当するプロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者及びプロジェクト参加者（以下、「森林管理プロジェクト代表事業者等」という。）に対して適用され、本特約を遵守する義務を持つ。

- (1) オフセット・クレジット（J-VER）制度における「オフセット・クレジット（J-VER）制度における方法論」に定められた方法論 R001「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）及び方法論 R002「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（持続可能な森林経営促進型プロジェクト）」を利用したプロジェクト（以下「森林管理プロジェクト」という。）を計画の上で、高知県オフセット・クレジット認証センター（以下「県認証センター」という。）に対してプロジェクト申請を行い、高知県オフセット・クレジット認証運営委員会によりプロジェクト登録を受けたプロジェクト代表事業者等
- (2) 前号のプロジェクト代表事業者等から、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度利用約款（以下、「本約款」という。）及び本特約を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等
- (3) 前号の事業者等から、本約款及び本特約を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を継承した上で、当該プロジェクトが実施された対象地を譲受する事業者等
（森林管理プロジェクト代表事業者等の義務）

第2条 森林管理プロジェクト代表事業者等は、本約款の定めを遵守するとともに、これに加えて、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、当該プロジェクトが実施された対象地において、土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び不適切な主伐（プロジェクト計画に基づかない主伐や伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。

- 2 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 6 月 30 日までの間、毎年 6 月 30 日までに、当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画・森林経営計画、同計画認定書、伐採届及び造林届あるいは、森林認証に係る森林計画書、認証証明書、毎年の審査報告書及び伐採や造林を行った内容を記した文書等の写しを県認証センターに提出しなければならない。
- 3 森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、プロジェクトに大幅な変更が生じる恐れが生じる場合は、速やかに当該プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画書・森林経営計画書又は森林認証制度に基づく森林計画書（以下、「森林施業計画書等」という。）の写しを県認証センターに提出しなければならない。
- 4 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクト登録日以降、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、第三者に当該プロジェクトが実施された対象地を譲渡する際は、事前に

県認証センターに届出を行わなければならない。また、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、本約款及び本特約を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、譲受人から県に対して、譲受人が本約款及び本特約を遵守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させなければならない。

（森林管理プロジェクトにおける違約事象）

第3条 本特約においては、次の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、登録を受けたプロジェクト計画と異なる土地転用（収用などの避けがたい土地転用を除く）及び主伐を行うことにより、温室効果ガス吸収効果が消失した場合
- (2) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、毎年6月30日までに、プロジェクト実施に係る森林施業計画書等の写しを県認証センターに提出しなかった場合
- (3) 森林管理プロジェクト代表事業者等が、当該プロジェクトが実施された土地を第三者に譲渡する際に、第2条第4項に規定するいずれかの義務を遵守しなかった場合
- (4) 当該プロジェクトが、プロジェクト申請時における方法論の適格性基準を満たさなくなった場合
- (5) プロジェクトが実施された対象地に係る森林施業計画・森林経営計画の認定が取り消された若しくは認定が継続されなかった結果、又は森林認証が取り消された若しくは継続されなかった結果、当該森林管理クレジットにおける温室効果ガス吸収量の永続性が確保できなくなった場合
- (6) その他、プロジェクトが実施される対象地において森林の持続的な管理を怠り、温室効果ガス吸収効果を著しく損ねた場合

（違約時の補填義務）

第4条 前条に掲げる違約事象が生じた場合には、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該違約事象に係る既に発行された高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）（以下、「県 J-VER」という。）を対象に、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量の県 J-VER を第5条に定める方法により補填しなければならない。

2 県により補填請求があった場合は、森林管理プロジェクト代表事業者等は40営業日以内にかかる義務を履行しなければならない。森林管理プロジェクト代表事業者等が複数である場合は、各森林管理プロジェクト代表事業者等は連帯してかかる義務を負担する。

3 県による補填請求後、40営業日以内に義務が履行されなかった場合は、当該森林管理プロジェクト代表事業者等の氏名等を県認証センターによって公表するとともに、当該森林管理プロジェクト代表事業者等に代わって同量の県 J-VER 又はオフセット・クレジット（J-VER）を調達の上、無効化を行う。

（補填方法）

第5条 前条における森林管理プロジェクト代表事業者等の補填は、第3条に掲げる違約事象を生じたプロジェクトから発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、森林管理プロジェクト代表事業者等が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化するこ

とによって行うものとする。

- 2 前項による無効化量では、補填に必要なクレジット量が不足する場合、当該森林管理プロジェクト代表事業者等は、当該不足分を上回る量のクレジット量の県が適当と認める排出量クレジット等を調達し、これを県に対して無償で譲渡する方法その他県が指定する方法で無効化しなければならない。

附 則

本特約は、平成 22 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

本特約は、平成 23 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

本特約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。